

<薬局の管理者の氏名、住所、連絡先、営業時間、緊急連絡先>

薬局の管理者 飛田 委子 有限会社 寿メディカル
営業時間 午前9時～午後6時 連絡先 079-247-0910 緊急連絡先 050-3771-0345
〒672-8012 兵庫県姫路市白浜町寺家1丁目183番地

<取り扱いのある医療保険及び公費負担医療>

- ・健康保険法に基づく保険薬局としての指定
- ・生活保護法に基づく指定(医療・介護)
- ・公害健康被害の補償等に関する法律に基づく指定
- ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく指定
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定(精神通院医療)
- ・労働者災害補償保険法に基づく指定
- ・児童福祉法に基づく指定
- ・難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく指定

<調剤基本料>

当薬局では調剤基本料(土山店・大久保店・白浜店 加算1)・(稻美店 加算2)を算定しております。

<服薬管理指導料> 全店舗

当薬局では、服薬管理指導料を算定しております。

患者様ごとに作成した薬剤服用歴などに基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギーなどを確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っております。薬剤服用歴等を参照しつつ、服薬状況、服薬期間中の体調変化、残薬の状況等の情報を収集した上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っております。薬剤交付後においても、必要に応じて指導等を実施してまいります。

<個別の調剤報酬算定項目の分かる明細書の発行> 全店舗

当薬局では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、処方された薬剤の薬価や調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。公費負担等により窓口でお支払いがない場合でも発行しております。領収書・明細書が不要の方は予めお申し出ください。

<後発医薬品調剤体制加算> 大久保店 加算2 稲美店・白浜店 加算3

当薬局では、後発品の調剤を積極的に行っております。後発医薬品の使用数量の割合に応じて規定の調剤報酬点数表に従い後発医薬品調剤体制加算を処方箋受付1回につき算定しております。

先発医薬品を希望される患者様は、スタッフへお申し出ください。

※処方箋記載のジェネリック医薬品から先発医薬品へ変更する場合には、処方医の許可が必要な場合がございます。必ずしも全ての医薬品が変更できるとは限りませんので予めご了承ください。

<在宅患者訪問薬剤管理料(医療保険の場合)・居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費(介護保険の場合)> 全店舗

当薬局では、在宅にて療養中で通院が困難な場合、調剤後に患者様のご自宅を訪問し薬剤服薬指導及び管理のお手伝いをさせていただくことができます。その際に算定いたします。なお、医師の了解と指示が必要となりますので、事前にご相談ください。

＜調剤報酬点数表一覧＞

当薬局は、以下の調剤報酬点数を算定しております。

調剤報酬点数表（令和7年4月1日施行）

第1節 調剤技術料

令和7年3月12日、日本薬剤師会作成

| 項目 | 届出 | 主な要件、算定上限 | 点数 |
|--------------------------------|----|--|---|
| 調剤基本料 | | 処方箋受付1回につき | |
| ① 調剤基本料 1 | ○ | ②～⑤以外、または医療資源の少ない地域に所在する保険薬局 処方箋受付回数および集中率が、次のいずれかに該当する保険薬局 イ) 月4,000回超 & 上位3医療機関に係る合計受付回数の集中率70%超 ロ) 月2,000回超 & 集中率85%超 ハ) 月1,800回超 & 集中率95%超 二) 特定の保険医療機関に係る処方箋が月4,000回超 ※1. 保険薬局と同一建物内の複数保険医療機関の受付回数は合算 ※2. 同一グループの他の保険薬局で集中率が最も高い保険医療機関が 同一の場合は、当該処方箋受付回数を含む | 注1)受給率50%以下などは▲50%で算定 注2)異なる保険医療機関の複数処方箋の 同時受付、1枚目以外は▲20%で算定 45点 |
| ② 調剤基本料 2 | ○ | | 29点 |
| ③ 調剤基本料 3 | ○ | 同一グループの保険薬局の処方箋受付回数（または店舗数）の合計 および当該薬局の集中率が、次のいずれかに該当する保険薬局 イ) 月3.5万回超～4万回以下 & 集中率95%超 ・月4万回超～40万回以下 & 集中率85%超 ・月3.5万回超 & 特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引 ロ) 月40万回超（または300店舗以上） & 集中率85%超 ・月40万回超（または300店舗以上） &特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引 ハ) 月40万回超（または300店舗以上） & 集中率85%以下 | イ) 24点 ロ) 19点 ハ) 35点 |
| ④ 特別調剤基本料 A | ○ | 保険医療機関と特別な関係（同一敷地内） & 集中率50%超の保険薬局 ※1. 地域支援体制加算・後発医薬品調剤体制加算等は▲90%で算定 ※2. 薬学管理料に属する項目（一部を除く）は算定不可 ※3. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定 | 5点 |
| ⑤ 特別調剤基本料 B | - | 調剤基本料に係る届出を行っていない保険薬局 ※1. 調剤基本料の各種加算および薬学管理料に属する項目は算定不可 ※2. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定 | 3点 |
| 分割調剤（長期保存の困難性等） 〃（後発医薬品の試用） | | 1分割調剤につき（1処方箋の2回目以降） 1分割調剤につき（1処方箋の2回目のみ） | 5点 5点 |
| 地域支援体制加算 1 | | 調剤基本料 1 の保険薬局、基本体制 + 必須1 + 選択2以上 | 32点 |
| 地域支援体制加算 2 | ○ | 調剤基本料 1 の保険薬局、基本体制 + 選択8以上 | 40点 |
| 地域支援体制加算 3 | | 調剤基本料 1 以外の保険薬局、基本体制 + 必須2 + 選択1以上 | 10点 |
| 地域支援体制加算 4 | | 調剤基本料 1 以外の保険薬局、基本体制 + 選択8以上 | 32点 |
| 連携強化加算 | ○ | 災害・新興感染症発生時等の対応体制 | 5点 |
| 後発医薬品調剤体制加算 1、2、3 | ○ | 後発医薬品の調剤数量が80%以上、85%以上、90%以上 | 加算 1 : 21点、2 : 28点、3 : 30点 |
| 後発医薬品減算 | - | 後発医薬品の調剤数量が50%以下、月600回以下の保険薬局を除く | ▲5点 |
| 在宅薬学総合体制加算 1 | | 在宅患者訪問薬剤管理指導料等24回以上、緊急時等対応、医療・衛生材料等 | 15点 |
| 在宅薬学総合体制加算 2 | ○ | 同加算 1 の算定要件 ①医療用麻薬（注射薬含）の備蓄 & 無菌剤処理体制 または ②乳幼児・小児特定加算6回、かかりつけ薬剤師24回、高度管理医療機器ほか 電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 45%以上、マイナボ相談ほか、月1回まで | 50点 |
| 医療DX推進体制整備加算 1 | | 電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 45%以上、マイナボ相談ほか、月1回まで | 10点 |
| 医療DX推進体制整備加算 2 | ○ | 電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 30%以上、マイナボ相談ほか、月1回まで | 8点 |
| 医療DX推進体制整備加算 3 | | 電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 15%以上 ほか、月1回まで | 6点 |
| 薬剤調製料 | | | |
| 内服薬 | | 1剤につき、3剤分まで | 24点 |
| 屯服薬 | | | 21点 |
| 浸煎薬 | | 1調剤につき、3調剤分まで | 190点 |
| | | | 7日分以下 190点 |
| 湯薬 | | 1調剤につき、3調剤分まで | 8～27日分 190点 + 10点／1日分(8日目以上の部分) 28日分以上 400点 |
| | | | 26点 |
| 注射薬 | | | |
| 外用薬 | | 1調剤につき、3調剤分まで | 10点 |
| 内服用滴剤 | | 1調剤につき | 10点 |
| 無菌製剤処理加算 | | | |
| 中心静脈栄養法用輸液 | ○ | 1日につき ※注射薬のみ | 69点 (6歳未満 137点) |
| 抗悪性腫瘍剤 | | 2以上の注射薬を混合 | 79点 (6歳未満 147点) |
| 麻薬 | | 2以上の注射薬を混合 (生理食塩水等で希釈する場合を含む) 麻薬を含む2以上の注射薬を混合 (〃) または原液を無菌的に充填 | 69点 (6歳未満 137点) |
| 麻薬等加算 (麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬) | | 1調剤につき | 麻薬 70点、麻薬以外 8点 |
| 自家製剤加算 (内服薬) | | 1調剤につき | |
| 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、イネク剤 | | 錠剤を分割した場合は20/100に相当する点数を算定 | 7日分につき 20点 45点 |
| 液剤 | | | |
| 自家製剤加算 (屯服薬) | | 1調剤につき | 90点 45点 |
| 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、イネク剤 | | | |
| 液剤 | | | |
| 自家製剤加算 (外用薬) | | 1調剤につき | 90点 75点 45点 |
| 錠剤、カプセル剤、軟・硬膏剤、カプセル剤、リキッド剤、坐剤 | | | |
| 点眼剤、点鼻・点耳剤、浣腸剤 | | | |
| 液剤 | | | |
| 計量混合調剤加算 | | 1調剤につき ※内服薬・屯服薬・外用薬 | 35点 45点 80点 |
| 液剤 | | | |
| 散剤、顆粒剤 | | | |
| 軟・硬膏剤 | | | |
| 時間外等加算 (時間外、休日、深夜) | | 基礎額 = 調剤基本料 (加算含) + 薬剤調製料 + 無菌製剤処理加算 + 調剤管理料 | 基礎額の100% (時間外)、 140% (休日)、200% (深夜) |
| 夜間・休日等加算 | | 処方箋受付1回につき | 40点 |

第2節 薬学管理料

| 項目 | 届出 | 主な要件・算定上限 | 点数 |
|----------------------|----|--|------------------------------|
| 調剤管理料 | | 処方箋受付1回につき、薬剤服用歴の記録・管理 | 7日分以下 4点、8~14日分 28点 |
| ① 内服薬あり | | 内服薬 1剤につき、3剤分まで | 15~28日分 50点、29日分以上 60点 |
| ② ①以外 | | | 4点 |
| 重複投薬・相互作用等防止加算 | | 処方変更あり | 残薬調整以外 40点、残薬調整 20点 |
| 調剤管理加算 | - | 複数医療機関から合計6種類以上の内服薬が処方されている患者 | 初来局時 3点 2回目以降(処方変更・追加) 3点 |
| 医療情報取得加算 | - | オンライン資格確認体制、1年に1回まで | 1点 |
| 服薬管理指導料 | | 処方箋受付1回につき、薬剤情報提供・服薬指導 | |
| ① 通常(②・③以外) | | 3ヵ月以内の再調剤(手帳による情報提供あり)またはそれ以外 | 再調剤 45点、それ以外 59点 |
| ② 介護老人福祉施設等入所者 | | ショートステイ等の利用者も対象、オンラインによる場合含む。月4回まで | 45点 |
| ③ 情報通信機器を使用(オンライン) | | 3ヵ月以内の再調剤(手帳による情報提供あり)またはそれ以外 | 再調剤 45点、それ以外 59点 |
| 麻薬管理指導加算 | | | 22点 |
| 特定薬剤管理指導加算1 | | 厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品 | 新たに処方 10点、指導の必要 5点 |
| 特定薬剤管理指導加算2 | ○ | 抗悪性腫瘍剤の注射 & 悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで | 100点 |
| 特定薬剤管理指導加算3 | | イ) 医薬品リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで ロ) 選定療養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回 | 5点 10点 |
| 乳幼児服薬指導加算 | | 6歳未満の乳幼児 | 12点 |
| 小児特定加算 | | 医療的ケア児(18歳未満) | 350点 |
| 吸入薬指導加算 | | 喘息または慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで | 30点 |
| 服薬管理指導料(特例) | - | 3ヵ月以内の再調剤のうち手帳の活用実績が50%以下、加算は算定不可 処方箋受付1回につき、かかりつけ薬剤師との連携対応、かかりつけ薬剤師指導料等の算定患者 | 13点 59点 |
| かかりつけ薬剤師指導料 | ○ | 処方箋受付1回につき、服薬情報等提供料の併算定不可 | 76点 |
| 麻薬管理指導加算 | | | 22点 |
| 特定薬剤管理指導加算1 | | 厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品 | 新たに処方 10点、指導の必要 5点 |
| 特定薬剤管理指導加算2 | ○ | 抗悪性腫瘍剤の注射 & 悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで | 100点 |
| 特定薬剤管理指導加算3 | | イ) 医薬品リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで ロ) 選定療養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回 | 5点 10点 |
| 乳幼児服薬指導加算 | | 6歳未満の乳幼児 | 12点 |
| 小児特定加算 | | 医療的ケア児(18歳未満) | 350点 |
| 吸入薬指導加算 | | 喘息または慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで | 30点 |
| かかりつけ薬剤師包括管理料 | ○ | 処方箋受付1回につき | 291点 |
| 外来服薬支援料1 | | 月1回まで | 185点 |
| 外来服薬支援料2 | | 一包化支援、内服薬のみ | 34点/7日分、43日分以上 240点 |
| 施設連携加算 | | 入所中の患者を訪問、施設職員と協働した服薬管理・支援、月1回まで | 50点 |
| 服用薬剤調整支援料1 | | 内服薬6種類以上→2種類以上減少、月1回まで | 125点 |
| 服用薬剤調整支援料2 | - | 内服薬6種類以上→処方医への重複投薬等の解消提案、3月に1回まで 重複投薬等の解消の実績ありまたはそれ以外 | 実績あり 110点、それ以外 90点 |
| 調剤後薬剤管理指導料 | | 地域支援体制加算の届出を行っている保険薬局、月1回まで 1) 糖尿病患者、糖尿病用剤の新たな処方または投薬内容の変更 2) 慢性心不全患者、心疾患による入院経験あり | 60点 60点 |
| 服薬情報等提供料1 | | 保険医療機関からの求め、文書による情報提供、月1回まで | 30点 |
| 服薬情報等提供料2 | | 薬剤師が必要性ありと判断、文書による情報提供、月1回まで イ) 保険医療機関、ロ) リフィル処方箋の調剤後、ハ) 介護支援専門員 | 20点 |
| 服薬情報等提供料3 | | 保険医療機関からの求め、入院予定患者、3月に1回まで | 50点 |
| 在宅患者訪問薬剤管理指導料 | ○ | 在宅療養患者、医師の指示、薬学的管理指導計画 | |
| ① 単一建物患者 1人 | | 合わせて月4回まで(末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回 & 月8回まで) | 650点 |
| ② 単一建物患者 2~9人 | | 保険薬剤師1人につき週40回まで(①~④合わせて) | 320点 |
| ③ 単一建物患者 10人以上 | | | 290点 |
| ④ 在宅患者オンライン薬剤管理指導料 | | | 59点 |
| 麻薬管理指導加算 | | オンラインの場合は処方箋受付1回につき | 100点(オンライン 22点) |
| 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 | ○ | 医療用麻薬持続注射療法を行っている在宅患者、オンライン不可 | 250点 |
| 乳幼児加算 | | 6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋受付1回につき | 100点(オンライン 12点) |
| 小児特定加算 | | 医療的ケア児(18歳未満)、オンラインの場合は処方箋受付1回につき | 450点(オンライン 350点) |
| 在宅中心静脈栄養法加算 | ○ | 在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可 | 150点 |
| 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 | | 在宅療養患者、医師の指示、状態の急変等に伴う対応※新規感染症対応 | |
| ① 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変 | | 合わせて月4回まで(末期の悪性腫瘍の患者・注射による麻薬投与が必要な患者は、①②を合わせ原則として月8回まで) | 500点 |
| ② ①~③以外 | | 必要性は、①②を合わせ原則として月8回まで | 200点 |
| ③ 在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料 | | 主治医と連携する他の保険医の指示でも可 | 59点 |
| 麻薬管理指導加算 | | オンラインの場合は処方箋受付1回につき | 100点(オンライン 22点) |
| 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 | ○ | 医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可 | 250点 |
| 乳幼児加算 | | 6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋受付1回につき | 100点(オンライン 12点) |
| 小児特定加算 | | 医療的ケア児(18歳未満)、オンラインの場合は処方箋受付1回につき | 450点(オンライン 350点) |
| 在宅中心静脈栄養法加算 | ○ | 在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可 | 150点 |
| 夜間・休日・深夜訪問加算 | | 末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者 | 夜間400点、休日600点、深夜1,000点 |
| 在宅患者緊急時等共同指導料 | | 在宅療養患者、主治医と連携する他の保険医の指示でも可、月2回まで | 700点 |
| 麻薬管理指導加算 | | | 100点 |
| 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 | ○ | 医療用麻薬持続注射療法を行っている患者 | 250点 |
| 乳幼児加算 | | 6歳未満の乳幼児 | 100点 |
| 小児特定加算 | | 医療的ケア児(18歳未満) | 450点 |
| 在宅中心静脈栄養法加算 | ○ | 在宅中心静脈栄養法を行っている患者 | 150点 |
| 在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料 | | 在宅患者訪問薬剤管理指導料または在宅栄養管理指導費の算定患者 1) 疑似照会に伴う処方変更、2) 処方箋交付前の処方提案に伴う処方箋 | 残薬調整以外 40点、残薬調整 20点 |
| 経管投薬支援料 | | 初回のみ | 100点 |
| 在宅移行初期管理料 | | 在宅療養開始前の管理・指導、在宅患者訪問薬剤管理指導料等の初回に算定 | 230点 |
| 退院時共同指導料 | | 入院中1回(末期の悪性腫瘍の患者等は入院中2回)まで、ビデオ通話可 | 600点 |

第3節 薬剤料

| 項目 | 主な要件 | 点数 |
|------------------------|------------------------------------|--------------------|
| 使用薬剤料（所定単位につき15円以下の場合） | 薬剤調製料の所定単位につき | 1点 |
| ”（所定単位につき15円を超える場合） | ” | 10円又はその端数を増すごとに1点 |
| 多剤投与時の適減措置 | 1処方につき7種類以上の内服薬、特別調剤基本料A・Bの保険薬局の場合 | 所定点数の90/100に相当する点数 |

第4節 特定保険医療材料料

| 項目 | 主な要件 | 点数 |
|----------|-----------------|------------------|
| 特定保険医療材料 | 厚生労働大臣が定めるものを除く | 材料価格を10円で除して得た点数 |

介護報酬（令和6年6月1日施行分）

| 項目 | 主な要件、算定上限 | 単位数 |
|-------------------------|--|-----------|
| 居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費 | 《薬局の薬剤師の場合》 | |
| ① 単一建物居住者 1人 | 合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回 & 月8回まで） | 518単位 |
| ② 単一建物居住者 2~9人 | | 379単位 |
| ③ 単一建物居住者 10人以上 | | 342単位 |
| ④ 情報通信機器を用いた服薬指導 | | 46単位 |
| 麻薬管理指導加算 | | 100単位 |
| 医療用麻薬持続注射療法加算 | 医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可 | 250単位 |
| 在宅中心静脈栄養法加算 | 在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可 | 150単位 |
| 特別地域加算 | | 所定単位数の15% |
| 中山間地域等小規模事業所加算 | | 所定単位数の10% |
| 中山間地域等居住者サービス提供加算 | | 所定単位数の 5% |

<容器代等保険外請求>

土山店

当薬局では、必要に応じて容器代を頂戴しております。〈軟膏つぼ・投薬瓶 30円又は50円 点鼻容器 30円〉また、オンラインで処方箋を受け付けて、お薬を配達した場合、一律 500 円の患者様負担となります。

甘味料の添加につきまして原則として料金はいただいておりません。

医師の指示があった場合に限り、希望に基づく一包化は規定の調剤報酬点数表に従い算定いたします。

大久保店

当薬局では、必要に応じて容器代 1個につき 50 円を頂戴しております。

また、患者様の都合・希望に基づくご自宅へ調剤した医薬品の持参料・郵送料も患者様負担となります。

甘味料の添加につきまして原則として料金はいただいておりません。

医師の指示があった場合に限り、希望に基づく一包化は規定の調剤報酬点数表に従い算定いたします。

稻美店

当薬局では、必要に応じて容器代 1個につき 50 円 500ml 投薬瓶 130 円を頂戴しております。

また、患者様の都合・希望に基づくご自宅へ調剤した医薬品の持参料・郵送料も患者様負担となります。

甘味料の添加につきまして原則として料金はいただいておりません。

医師の指示があった場合に限り、希望に基づく一包化は規定の調剤報酬点数表に従い算定いたします。

白浜店

当薬局では、必要に応じて容器代 1個につき 50 円を頂戴しております。

また、患者様の都合・希望に基づくご自宅へ調剤した医薬品の持参料・郵送料も患者様負担となります。

甘味料の添加につきまして原則として料金はいただいておりません。

医師の指示があった場合に限り、希望に基づく一包化は規定の調剤報酬点数表に従い算定いたします。

<個人情報保護方針> 全店舗

当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報の取扱に関する基本方針に基づいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っております。また当薬局における個人情報の利用目的は、次に挙げる事項です。

・当薬局における調剤サービスの提供

- ・医薬品を安全に利用していただくために必要な事項の把握
- ・病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの必要な連携
- ・病院、診療所等からの紹介の回答
- ・患者様のご家族等への薬に関する説明
- ・医療保険事務(審査支払期間への調剤報酬明細書の提出、審査支払期間または保険者からの紹介への回答)
- ・薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社への相談またへ届出など
- ・調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・当薬局内で行う症例研究
- ・当薬局内で行う薬学生への薬局事務実習
- ・外部監査期間への情報提供

<夜間・休日加算、時間外加算(時間外・休日・深夜)>

当薬局では、夜間時間・休日などで窓口において対応する場合、下記の時間帯で時間外等加算を算定いたします。

土山店 大久保店 白浜店

夜間・休日加算(開局時間内)40点の対象時間

平日 19:00～閉店まで 土曜日 13:00～閉店まで

休日(日曜日・祝日・1月2日、1月3日、12月29日、30日、31日に開局したとき)

時間外加算:基本料100%

(6時～8時 18時～22時 平日の定休日)

休日加算:日曜日・祝日・12月29日～1月3日

(開局日以外の輪番制による休日の当番等)基本料140%

深夜加算:深夜(22:00～6:00)基本料200%

稻美店

夜間・休日加算(開局時間内)40点の対象時間

平日 19:00～閉店まで 土曜日 13:00～閉店まで

日曜日開局～12:30まで

時間外加算:基本料100%

(6時～8時 18時～22時 平日の定休日)

休日加算:日曜日 12:30～・祝日・12月29日～1月3日

(開局日以外の輪番制による休日の当番等)基本料140%

深夜加算:深夜(22:00～6:00)基本料200%

また当薬局では、休日、夜間を含む開局時間外であっても調剤及び在宅医療業務に対応できる体制を整えております。緊急を要する場合は(050-3771-0345)へお電話をお願いします。営業時間外の調剤につきましては、お時間がかかる場合があります。また、時間外・休日・深夜加算が発生いたしますのでご了承ください。

<地域支援体制加算> 白浜店 加算!

当薬局では以下の基準を満たし、地域支援体制加算を算定しております。

- ・1200品目以上の医薬品の備蓄
- ・他の保険薬局に対する在庫状況の共有・医薬品の融通
- ・医療材料・衛生材料の供給体制
- ・麻薬小売業者の免許
- ・集中率85%の場合、後発医薬品の調剤割合が70%以上

- ・当薬局で取り扱う医薬品にかかる情報提供に関する体制
- ・診療所・病院・訪問看護ステーションとの連携体制
- ・保険医療・福祉サービス担当者との連携体制
- ・在宅患者に対する薬学管理・指導の実績(薬局あたり年24回以上)
- ・在宅訪問に関する届出・研修の実施・計画書様式の整備・掲示等
- ・医薬品医療機器情報配信サービスの登録・情報収集
- ・プレアボイド事例の把握・収集に関する取り組み
- ・副作用報告に関する手順書の作成・報告体制の整備
- ・かかりつけ薬剤師指導料等に係る届出
- ・管理薬剤師の実務経験(薬局勤務経験5年以上、同一の保険薬局に週32時間以上勤務かつ1年以上在籍)
- ・薬学的管理指導に必要な体制・機能の整備(研修計画・受講等)
- ・患者様のプライバシーに配慮した服薬指導を実施する体制
- ・要指導医薬品・一般用医薬品(48薬効群)・緊急避妊薬の備蓄
- ・健康相談の取り組み
- ・敷地内禁煙・喫煙器具やタバコの販売の禁止

<連携強化加算> 全店舗

当薬局では、以下の掲げる体制を整備し、連携強化加算を算定しており、第二種協定指定医療機関の指定を受けております。また、オンライン服薬指導の実施要領に基づき通信環境の確保をしております。要指導医薬品及び一般用医薬品並びに検査キット(対外診断用医薬品)を販売しております。

- ・新型インフルエンザ等感染症の発生時における体制の整備について
 - ア 感染症の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施(外部機関での研修・訓練に参加する場合を含む)
 - イ 個人防備具を備蓄
 - ウ 要指導医薬品及び一般用医療品の提供、感染症にかかる対外診断用医薬品(検査キット)の提供、マスク等の感染症対応に必要な衛生材料の提供ができる体制を新型インフルエンザ等感染症の発生がないときから整備
- ・災害の発生時における体制の整備について
 - ア 災害の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施(外部機関での研修・訓練に参加する場合を含む)
 - イ 自治体からの要請に応じて、避難所・救護所等における医療品の供給または調剤所の設置に係る人材派遣等の協力をを行う体制
 - ウ 地方公共団体や地域の薬剤師会等と協議の上で、当該保険薬局のみまたは当該保険薬局を含む近隣の保険薬局と連携して、夜間・休日等の開局時間外であっても調剤及び在宅業務に対応できる体制

<かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料> 土山店 稲美店 白浜店

当薬局では、以下の基準を満たす薬剤師が患者様の同意を得て算定いたします。

- ・保険薬剤師の経験3年以上
- ・週32時間以上の勤務
- ・当薬局1年以上在籍
- ・研修認定薬剤師の取得
- ・医療に係る地域活動の取組への参画

患者様の「かかりつけ薬剤師」として、安心して薬を使用いただけるよう、複数の医療機関にかかった場合でも処方箋をまとめて受け取ることで、使用している薬の情報を一元的に把握し、薬の飲み合わせの確認や説明をいたします。

<特定薬剤管理指導料加算> 全店舗

加算1

特に安全管理が必要な医薬品が処方された患者様又はそのご家族等に当該薬剤が特に安全管理が必要な医薬品である旨を伝え、当該薬剤についてこれまでの指導内容等も踏まえ適切な指導を行った場合に算定します。

加算3

調剤を行う医薬品の選択のために特に説明が必要な医薬品を処方されている患者様に、特に安全性に関する説明を安全管理等に関する資料を用いて説明を行った場合に算定します。5点

調剤前に医薬品の選択に係る情報が特に必要な患者様に説明及び指導を行った場合に算定します。10点

<医療情報取得加算> 全店舗

当薬局ではオンライン資格確認システムを活用し薬剤情報等を取得・活用することにより、質の高い保険調剤の提供に努めており以下のとおり医療情報取得加算を算定しています。

医療情報取得加算1点 12月に1回に限り算定

マイナンバーカードの利用で調剤情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するため、マイナンバーカード保険証の利用にご協力をお願いいたします。

<医療DX推進体制整備加算> 土山店 稲美店

当薬局では次のような取り組みを行い、医療DX推進体制整備加算を算定しております。

- ・オンライン資格確認システムを通じて患者様の診療情報や薬剤情報等を取得し、調剤・服薬指導等を行う際に同意いただいた情報を閲覧し活用をしています。
- ・マイナンバーカードを健康保険証（マイナ保険証）として利用することを促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ・電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用する等、医療DXに係る取組を実施しています。